

契約講研究の成果と課題

——分野横断的な検討から——

大 場 あ や

1. 問題の所在

「契約講」とは、既刊の辞典・事典によれば、「契約をとり結ぶ関係者によって結成される講集團」（『民俗学辞典』）[柳田国男監修・民俗学研究所編 1998（1951）：181]、「東北地方に主として分布する村落組織」「家々の生活互助組織」（『日本民俗事典』）[福田 1972：233-234]、「山形県・宮城県・岩手県などの地域社会における地縁的、互助的共同組織」（『精選 日本民俗辞典』）[松本 2006：181] などとされている。

契約講を扱った研究は、戦前に歴史学・民俗学の立場において着手され、戦後は農村社会学・法社会学・社会人類学・人文地理学等、様々な分野へ研究の裾野が拡がり、多数の成果が提出された¹⁾。しかし、「諸報告における観察項目が不統一」[高橋・清水・高尾・松本 1978：183-184]、「相互参照がほとんどなされず、成果の共有化が十分に図られていない」[寺田 2016：167] との指摘があるように、未だに議論が整理されておらず、契約講はどのように理解されるべき存在なのか、必ずしも共通理解が得られていないように思われる。

研究史の整理を試みた貴重な先行研究者である高橋統一は、研究史を民俗学・社会学・社会人類学の3分野に分けて振り返り、「研究関心のあり方と問題視角」に「それぞれ若干のズレがある」ことを指摘している [高橋 1994（1990）：123]。しかし、具体的にどのような「ズレ」があったのかは論及していない。「成果の共有化」を図るためには、この「ズレ」を明らかにした上で、ディシプリンを超えて研究史を鳥瞰するような視点が不可欠

だと言えよう。

本稿では、契約講がこれまでどのような問題関心のもと研究され、どのようなものとして捉えられてきたのか、問題関心の変遷を基準として3つの時期に区分する方法でレビューしていく。分野横断的かつ包括的に研究史を捉え返すことで成果の共有ないし整序を試み、そこから導出される今後の研究上の課題を精査することを目的とする。

もっとも、問題関心や時期区分は相互に重なり合っている部分もあるため、議論の流れを重視した大まかな区分である。なお、契約講を主題化した代表的な研究を中心に検討し、契約講に関する言及のあるもの（各市町村史の民俗編などを含む）については必要に応じて取り上げることとする。

契約講研究史の検討は、異分野間の対話を可能にするアリーナの設定に貢献するのみならず、これからの地域社会の持続可能な発展に資する社会関係資本を展望する上でも有効な視座を与えてくれるものとなるだろう。

2. 契約講研究史の整理

(1) 戦前～1950年代前半

①五人組制度との関連

契約講に関する研究の嚆矢は、1936年に発表された田村浩による「五人組制度の実証的研究」とされている。田村は、藩政時代に行政の末端機構として全国的に組織された五人組制度が、現代社会（当時）においてどのような形態で「遺存」し、活動しているのかという関心のもと、山形県を中心に東北地方の各県で実地調査を行った²⁾。そこでは、米沢藩下の村落に残る「報告」を根拠に、契約講は五人組（ないし伍什人組）を統合・組織化したものであり、両者は同じ性質の集団だとしている [田村 1936: 119-120]。

これに対し伊豆田忠悦は、歴史学の立場から、契約講を五人組の遺制だとする田村の捉え方に疑問を呈している。すなわち、五人組制度は「上から強制された組織」であり「あくまでも戸を単位とする近隣団体」であるのに対し、契約講は——同族団、地主小作関係、或は金銭貸借等の経済的依存関係

によって契約講が組織された事例を提示して——各部落の日常生活上の必要³⁾に
応じた範囲・規模・形態・機能において「自然発生的に形成された集団」
であるため、必ずしも近隣団体とは言えず、両者は「組成の意図も機能も異
なる」と指摘したのである [伊豆田 1952: 26、31-32]。また、田村が扱っ
た置賜地方(米沢藩)の五人組と契約組は、農村経済維持のための郷村統治
策として整序され統合・再編された特殊な事例であるにもかかわらず、それ
を敷衍させて全体と見てしまったために、こうした見解の相違が生じたのだ
と述べている [伊豆田 1952: 27-28]。

②事例の収集・紹介と原型の究明

同じ頃、民俗学の立場からも事例が報告される。その最も初期のものとし
て挙げられるのは、柳田国男が指導した全国 50 余カ所での民俗収集調査の
一部である、守随一によるものである。守随は、東北地方西南部では組・講
あるいは戸主会のことを一般に「契約」と呼ぶとし、具体的に紹介した [守
随 1937]。

田村馨は、個別の事例は挙げていないが、宮城県(仙台藩)下の契約講の
特徴とその歴史的 성격についてまとめている。組織形態の特徴として、①契
約講は「一部落一ケイヤク」が典型であること、②ダナドノ(あるいは家督)
により構成される戸主組合すなわちムラの家連合であること、③年寄契約と
若者契約との二本建て、つまり「年齢階級的構成」である場合が多いこと、
④「同族的結合の微弱な組結合的ムラ」における水平的な生活組織であるこ
とを指摘した [田村 1950: 20]。また、神事の有無に着目し、第 1 型「村
組的講集団として村生活の万般を主宰し神事を伴うもの」、第 2 型「第 1 型
と同じだが神事を欠くもの」、第 3 型「葬式や屋根葺きなど端的な互助をし、
神事を欠くもの」、第 4 型「相互親睦のために集会飲食するだけのもの」の
4 類型に分け、第 1 型から第 4 型の順序で神事性を失い世俗的な型へ、一
味同心の人間関係から物事の遵守実行を意味するものへと解体したとしてい
る [田村 1950: 19]。

また、後年、櫻井徳太郎も田村の視点を引き継ぎ、A1 型「集会に神事儀
礼を伴うもの」、A2 型「行政的機能の濃いもの」、A3 型「近隣互助的性格

の強いもの」、B型「親睦・娯楽的要素の強いもの」という類型を提出している [櫻井 1962 : 156-161]。

その他、各地域の民俗雑誌や報告書、市町村史の民俗編（年中行事・人生儀礼）において事例が多数蓄積され始める。

以上のように、契約講を扱った初期の研究では、①主に歴史学の立場から五人組の残存態（封建遺制）か否か、そのルーツが問われ、②民俗学では事例の収集・紹介とともに原型に関する議論が進められた。民俗学では個別の事例を集中的に調査し分析するというよりは、より多くの事例を収集して特徴をまとめ、類型化し、「どれが原型か」を追究する手法が主流であったと言える。また、[田村 1950] では、同族的結合、組的結合、家連合、年齢階級的といったタームが用いられており、村落構造との関連も意識されていることが分かる。

(2) 1950年代～1970年代前半

①村落構造論との関連

日本村落の社会構造や社会関係および社会集団の解明は、戦前より農村社会学の分野で進められ、戦後は法社会学、社会人類学の立場からも論考が提出された。終戦直後から昭和30年代はじめにかけて、「新憲法制定・農地改革など社会構造の根幹に関わるさまざまな民主化が強力に推められたのに対応し、戦前からの封建遺制や前近代的社会関係の克服が熱っぽく論じられた」という [高橋 1994 (1990) : 116]。

有賀喜左衛門の「同族(団)」「組」ないし「講」概念 [有賀 1971 (1956)] を発展させ、「同族結合」「講組結合」と概念化した福武直は、「同族結合」が卓越した村＝「東北型」、「講組結合」が卓越した村＝「西南型」と地域類型に当てはめ、同族結合村落から講組結合村落へ発展するという独自の枠組みを提唱した [福武 1976 (1948)]。もっとも、この論はのちに福武自身によって修正されているが、前近代的な社会関係とされた同族結合が優越している東北地方の村落は「後進的」だとする見方が「一時は学界の常識とさえなった観があった」 [江馬 1958 : 497] [竹内 1966 : 57]。こうした背景のもと、近代的な社会関係とされた講組結合の組織（契約講）が東北地方に広く分布

している点で注目が集まり、さらに法社会学では「契約」というすぐれて近代的な名称にも関心が寄せられた⁴⁾。

大竹秀男・山島正男・小山或男は三陸地方の農山漁村を、千葉正士は宮城県宮城郡の農村を事例に、法学的観点から契約講の組織構成や機能、運営方法等を分析して村落構造の解明に役立てようと試みた〔大竹・山島・小山 1950〕〔千葉 1951a、1951b、1953〕。さらに千葉は、「前代からの遺習」である契約講がなぜ現代も存在するのか、そしてそれがなぜ近代的な名称や結合原理を持つのか、についても具体的に考察した。前者は、日本農村とりわけ東北農村の後進性にその要因が求められ、後者については近代的契約・法観念と照らし合わせ、近代的な意味・用法とは異なることを指摘した〔千葉 1951b：31-33、1953：161-166〕。また、契約講の発生に関して、「社会経済文化各方面において後進的であり停滞的」な東北地方に「契約のようになかかなり合理的配慮を加えられた制度が、自然的に原始的に発生したともかんがえられない」ため、「村落共同体に自然的に発生していた相互援助の慣行が、五人組の実施に刺戟されて形態を整備され、契約の名称をも與えられた」と推察している〔千葉 1951b：33〕。

一方、農村社会学においては、契約講を主眼に置いた研究はそれほど多くない⁵⁾。というのも、竹内利美が指摘するように「同族団の解明がわりあいゆきとどいている」一方、村落構成の「基本要素」かつ「かなり重要な位置づけ」であるはずの「組や講の実態の解明はかなり不十分である」状況があった〔竹内 1990 (1957)：185、1990 (1967)：54〕。そこで竹内は組・講、契約講をはじめとする「近隣組織」に着目し、体系的に取り上げている。なお、同様の問題関心は、塩野雅代、鳥越皓之、松岡昌則、細谷昂らの研究にも引き継がれている〔塩野 1975〕〔鳥越 1993 (1985)〕〔松岡 1991〕〔細谷 1998〕。

その他、村落構造との関連で契約講に言及がなされた研究は法社会学、農村社会学ともに多数存在する。農学の立場から宮城県全体の契約講の特徴をまとめた田中稔の研究などもある（研究手法としては民俗学に近い）〔田中 1954〕。

以上をまとめると、戦後、社会学を中心に村落構造の解明に関心が集まり、

農村社会学では村落構造の重要な要素として契約講を含む近隣組織が注目された。また、法社会学では、村落構造論との関連で契約講を「遺制」として捉え、その名称や結合原理について近代的契約・法概念との異同が検討された。つまり、前近代的な遺制であり克服すべきものと目されていた契約講が、近代的（と当時捉えられた）名称や結合原理を有する点で注目を集めたのである。

②年齢階梯制との関連

農村社会学の「同族結合」「講組結合」概念を受け、法社会学からは磯田進の「家格型」「無家格型」[磯田 1951] や川島武宜の「家凝集型」「家拡散型」[川島 1957] といった類型が提出されてきた。これらが全て「家（イエ）」を単位としているのに対し、それだけでは村落構造を十分に捉えきれないとして個人の年齢を指標とした「年齢階梯制（age-grade system）」を分析概念に指定したのが社会人類学の岡正雄である [岡・石田・江上・八幡 1958] [岡 1963]。こうして、社会人類学を中心に、村落構造論を念頭に置きながらも契約講を年齢階梯制との絡みで論じる立場が見られ始めた。年齢階梯制との関連で契約講を初めて取り上げたのが高橋統一である [高橋 1957]。

江馬成也は、年齢集団研究において、東日本とくに東北の村落は年齢集団が未発達であるとしてほとんど取り上げられてこなかったことを指摘し、契約講＝「若者組」と指定して三陸牡鹿地域の漁村の事例を分析した [江馬 1958：89-90]。そこから、①すでに講員の年齢制限が全く解消している「戸主契約型」、②年齢制限を最も強く表している「若者契約型」、③①と②が機能的・形態的に連関して一つの集団を形成している「戸主・若者契約重層型」の3類型を導出し、②が契約講の「原始的なかたち」だとした [江馬 1958：91]。しかし、この解釈をめぐる以下で示すような議論が巻き起こることとなる。一方、契約講のあり方は、その地域の家族構造と部落構造、経済構造、生産の様式と組織形態（農業や漁業といった生産様式の違いと漁法など労働形態の違い）によって規定されるとの指摘もしている [江馬 1958：98-99]。

翌年、江馬と竹内利美、藤木三千人の3人は、同地域に加え、内陸部の

農村(仙台市近郊)も調査し、新たな見解を加えている。まず上記③に関して、家長層集団は村の中核であり「部落集団そのもの」であるため、若者契約は家長層(本契約、戸主会、部落会)の統制下にあると位置づけた[竹内・江馬・藤木 1959: 64-65][竹内 1966: 66-67]⁶⁾。また、内陸部の平地農村では本契約と若者契約が一本化される傾向にあり、山間村ではそうした集団体系がほとんど見られないことから、沿岸部漁村の契約講を「原型」、内陸部農村の契約講を「著しく弛緩した形」「解体された形」とする見方を提示した[竹内・江馬・藤木 1959: 66][竹内 1966: 68-69]。

江馬らに続き同地域を調査した平山和彦は、①戸主または長男だけが加入するもの、②加入脱退に年齢制限があるもの、③加入か脱退のいずれかに年齢制限があるもの、の3類型を立て、①が内陸部、②が沿岸部、③が中間部に見られるとした[平山 1969: 101-107、1978: 171]。また、江馬や竹内らの議論を受け、①は②の「変貌した型」「崩れた型」だと述べている[平山 1969: 106]。

以上の三陸牡鹿地域の事例から導出された類型、「漁村部＝原型」「農村部＝弛緩した形」とする解釈に対し、福田アジオは民俗学の側から異論を唱えた。すなわち、これまで宮城県沿岸部とくに牡鹿半島周辺漁村に事例が集中していたため、「年齢集団としての契約講」というイメージが一般化されてしまい、それにより内陸部農村の契約講は「くずれた型」としてあまり注目されなかったきらいがあると指摘した[福田 1969: 63-64]。福田は、平地農村部(桃生郡と本吉郡)にて調査を行い、再生産機構・政治機構としての役割に加え、生活互助組織として絶対的な位置を占める「契約＝村落そのもの」である形態を「平地農村部の基本型」と捉えた[福田 1969: 89-91]。分布範囲の狭さを考えても沿岸部の事例は「決して原型ではない」と述べる。また、「契約＝村落そのもの」である形態の他に、信仰的講集団や植林事業中心のもの、シングル単位のもの、契約講が存在しない山間村の例など、生活互助組織としての機能(とくに葬儀)を持たない形態が多く見出されることを挙げながら、地域的差異は契約の新旧や先後関係を示すものではないと主張した[福田 1969: 93]。事例ごとに歴史的展開を検討する重要性が示されている。

その他、福田と同じ陸前北部地域において調査を行い、本家を中心とする十数戸による「親類契约会」の事例を挙げた竹田旦の研究もある〔竹田 1969〕。

以上のように、社会人類学において年齢階梯制との関連で契約講＝年齢集団だと捉える枠組みが提示され、民俗学や社会学からも類型化が進められた。そこでは、地域差から「何が原型か」が求められたが、事例ごとの歴史的展開を検討すべきとの批判も出された。本項で見てきた議論は、以降の研究において多く参照され、契約講研究史における中核的な議論となったと言える。

③山形県での調査

ここまでを振り返ってみると、農村社会学・法社会学・社会人類学を中心に宮城県（旧仙台藩）の事例が多く報告され、契約講は村落構造解明のための重要なツールとして活発に議論が行われてきたことが分かる。一方、山形県の事例も、こうした議論の影響を受けつつ報告されてきた。

武田正は、江馬や竹内の議論を受け、置賜地方では戸主中心の「本契約」と若衆の「若衆契約」が併存していることを指摘し、当地方における契約講を次の3種に類別した。すなわち、①若衆契約が中心をなし、本契約が変質消滅の方向にあるもの、②両者の間に一線が引かれ、互いに役割分担が明確なもの、③若衆契約が特別な役割をもつもの、である。若衆契約の構成員は15～42歳で、長男でなく次三男でもよいのだが、一戸一人が原則であるため、実際には長男が多くなる。したがって若衆契約と本契約にあまり差がなくなり、両者が重層しつつ、次第に後者が前者に吸収されることが多いのだとした〔武田 1969〕。また、宿場町では契約講が早くから娯楽のための「講」的な任意団体になったことを指摘している〔武田 1987（1975）：158〕。

置賜地方の事例に関しては、置賜民俗学会編『置賜の民俗』等において、民俗調査の一項目として武田や奥村幸雄らにより数多く言及がなされている⁷⁾。

村山地方に関しては、中村たかをが調査を行っており、そこでは「本契約」と「若衆契約」が併存しながらも両者の関わり方は部落によることが述べられている〔中村 1960〕。

また、最上地方については岸和子による町場（金山町）の事例が報告されている。岸によれば、4部落から成る「町部」において12の「葬式契約」が存在するという〔岸1965〕。また、佐藤義則・大友義助・沼沢千代松は、最上町において「ムラ契約」である農村部の事例とともに、「葬式契約」が24も林立する町場の契約講の様子を報告した〔佐藤・大友・沼沢1968〕。

以上のように、山形県の契約講は、置賜地方を中心に年齢集団として報告されてきた。前項までの議論の影響を受けつつも、類型化が進められる等、積極的な議論が展開されることはなかったと言える。あくまで民俗調査の一部としての性格が強く、断片的に触れられるだけのケースが大半である。他方、最上地方を中心に、町場の契約講が報告されている。町場の事例が取り上げられたのは管見の限りこの2報告が最初である。日常生活に必要な全ての村仕事を担う「ムラ契約」に対し、葬儀互助に機能が特化された「葬式契約」が多数結成されている点が特徴的である。必ずしも集中的な調査報告ではないが、従来の農山漁村の事例とは大きく異なる形態の存在が示されたという点で注目に値する。

(3) 1970年代後半以降

①事例報告の拡充と整理

1970年代後半になると事例報告の拡充と整理が行われ、市町村史の民俗編等も含め多くの事例が蓄積された。高橋統一・清水浩昭・高尾公矢・松本誠一は、40数年間における主な報告（70例）を名称・形態・機能の3点から分類・整理し、分布範囲とその傾向を提示した。それによると「契約およびそれに似た民俗語彙の意味」は、①近隣組織ないし講集団、②擬制的親族関係、③労働契約の3つに大別され、本稿が扱っている①のタイプは「山形・宮城・岩手南側に集中的に見られ、千葉・長野に散見される」という〔高橋・清水・高尾・松本1978：173-184〕。とりわけ宮城・山形両県に多く分布し、三陸牡鹿および置賜・最上地方に集中的な調査報告があるとしている〔高橋・清水・高尾・松本1978：184〕。

とはいえ、前項で述べたように、山形県は宮城県と比べて事例数・記述の厚さがともに不足しており、事例も県南部（置賜地方）のものに偏りがあ

たと言える。そこで、高橋らは県北部(最上地方)と中部(村山地方)をフィールドに加えた調査を行い、さらなる資料の蓄積と研究視角の拡充深化を試みた [高橋・清水・芳賀・高尾・松本 1981]。なかでも最上地方金山町の町部の事例は、前出 [岸 1965] をもとに 12 の契約講全てが調査されており、初めてのまとまった町場(町部)の事例報告だという点で特筆すべき成果である。これ以降、町場の契約講を取り上げた、または言及した報告が複数提出される [高尾 1981] [戸川 1982] [最上町 1985] [上野・最上教育委員会社会教育課編 1986] [上野 1992]。

さらに、この時期には、各地域の市町村史が相次いで編纂・出版され、民俗編の村落組織や年中行事の項目において契約講の存在が言及された。その他、山形県全地方を扱った報告 [戸川 1973] [佐藤 1982] や最上地方の農村部の事例報告 [大友 1980]、宮城県の内陸部農村における報告 [小野寺 1987] [岡山 2008] [相澤 2009] 等も含め、全体的な事例の拡充が進められたことにより、地域ごとの大まかな特徴が明らかになってきたと言える。

このように複数の分野から一定数の事例が蓄積されてきた中で、高橋統一は 1990 年に契約講の研究史を民俗学・社会学・社会人類学の 3 分野に分けて整理した [高橋 1994 (1990)]。管見の限り、先行研究をほぼ網羅しながら分野別にレビューしたのはこれが初めてである。

他方、村落構造論を念頭に、契約講と同族の関係を扱った論考も提出された [今泉 1989] [立柳 1998] [岡山 2013]。

この時期は、明確な問題関心のもと活発な議論が展開されてきた前時期(第 2 節)と比べるとアドホックな報告が散見されるが、事例の数も地域の幅も広がったことで全体的な契約講の分布や地域ごとの特徴が見えてくるようになったと言える。

②変容過程

1980 年代に入ると、高度経済成長期の社会変動を背景とした契約講の変容過程を動的に捉える論考が提出され始める。それ以前にも契約講の変化について指摘はなされていたものの、部分的で、今後の課題として稿を閉じるものが多かった。

そうした中で、契約講の変容ないし再編過程を主題として扱った初期の研究に、後藤一蔵の報告が挙げられる。後藤は、宮城県松山町における契約講が戦後、「協同会」へと移行していく過程を追うことで、昭和30年代後半から40年代前半にかけての外的変化に対してどのように住民が対応し、村が再編されていくのかを明らかにした〔後藤1981〕。そこでは、契約講を含む諸組織が変化に応じて統廃合され、部落全体が包含される傾向にあることが指摘されている。一方、「上層農」や居住年数の長い住民らは、発言権を強めたり、従前の部落支配原理を保持するための再組織化を行ったりした。

同じく宮城県の桃生郡を調査した今野裕昭は、村内各戸の生業形態の変遷（兼業化）との関連で、「契約講＝部落」の解体過程（機能放出ないし縮小過程）を描いた重厚なモノグラフを提出した〔今野1992〕。当地では、農家の階層と兼業化の時期のズレが契約講の解体を引き起こした。今野は、単に外的社会変化との関連を指摘するだけでなく、それが具体的に部落にどのような変容を惹起させたのかを克明に跡付ける必要性を指摘している〔今野1992：319-320〕。それにより、契約講が機能放出後も存続する理由と、村落のまとまりを作り出しているものについて考察を加えている。

また、寺田喜朗は、多くの契約講が持つ重要な機能の一つである葬式のテツダイ（合力および互助）に着目し、契約講を「慣習的な宗教文化を支える担い手組織」と捉える立場から、宮城県旧宮城郡根白石村における35の契約講の機能変容を分析した〔寺田2006、2016〕。その際、「変質」「変形」「解体」の3つのパターンを指標とし、純農村エリアでは契約講が変質を遂げつつも維持・存続した一方で、居住年・職業が異なり利害を共有していない住民が混住する町場のエリアではほとんどが解散していたことを跡づけた。

同様な観点から、筆者は、町場であり伝統的な火葬地域である山形県最上郡最上町向町の契約講の変容過程を検討した〔大場2016〕。当地の契約講の変容には、火葬場の建設が大きく影響しており、解散した契約講もある一方で、親睦会へ変形し現存するものもある。筆者の調査によれば、当地の契約講は、大正期の鉄道開通による社会構造の変化を受けて、職業や出身地、居住年等を基準に利害の一致する者同士が任意に集まって多数結成された背景があり、村落組織とは重ならない形で独自の紐帯を形成してきた。町場エ

リアの契約講が早くに解散された事例〔寺田 2016〕と比較すると、こうした結成のされ方が、社会変動の中で柔軟に対応しながら組織を存続させる方向にプラスに働いたのではないかと考えられる。

変容ないし再編過程を扱った研究は、数こそ多くはないが、生業構造や階層構造など地域ごとの様々な条件と、社会変動による村落内外の変化の違いによって変容過程に差異が見られることを明らかにした。今後の研究の蓄積が待たれるところである。

3. 契約講研究の成果と課題

以上、問題関心の変遷を基準に研究史をレビューしてきた。以下では、契約講研究の主要な成果をまとめていきたい。

(1) 契約講研究の黎明期と言える戦前から 1950 年代前半にかけては、主に歴史学・民俗学の立場から事例の収集が行われると共に、五人組の残存態(封建遺制)か否か、そのルーツが問われた。

(2) 1950 年代から 1970 年代前半にかけては、村落構造論との関連で主に 3 つの分野から事例に即した研究が多く提出され、類型化が図られていった。法社会学では、契約講=封建遺制=克服すべきものとして捉えられ、現代まで残存している原因や「契約」という近代的な名称に注目が集まった。農村社会学では契約講≡近隣集団、社会人類学では契約講≡年齢集団と捉えられ、村落構造解明のための重要なツールとして取り上げられた。さらに社会人類学を中心に、地域差から原型を考究する議論も活発に展開された。

(3) 1970 年代後半以降は事例の整理・拡充が進められ、農村や漁村とは組織構造や機能が大きく異なる町場の事例も報告された。1980 年代に入ると高度経済成長期の社会変動による契約講の変容過程が分析され始める。しかし同時に、各分野の性格上、「変化してしまった」契約講は戦略的ないし魅力的な分析対象とはなりにくかったのか、契約講への関心は急速に薄れていったと言える。一方、2000 年代以降、宗教社会学からは、契約講の葬儀互助機能に着目し、葬儀の変容とも関連させながら、慣習的な宗教文化を支

える社会組織としての契約講の変容を描く論考が提出された。

このようなディシプリン間の「ズレ」を含みながらも、契約講は多様な問題関心のもと研究されてきたことが分かる。これまでの議論を俯瞰してみたとき、契約講の「本質的構造」の存在を前提に、村落構造の解明や契約講のルーツあるいは原型の究明等を試みる研究群を<本質主義的立場からの研究>とすれば、様々な社会的条件によって編成原理や機能は異なると捉える研究群は<非本質主義的立場からの研究>として対置することができる。こうしたアプローチの違いに着目して研究史を捉え直してみると、これまでの契約講研究は<本質主義的立場からの研究>が圧倒的に多いことが看取される。ただし、時期によって偏りが見られるわけではない。近年発表された岡山卓矢の研究も、契約講の編成原理や組織構造をアプリオリに設定し、それを前提に同族との関係について議論を展開している [岡山 2013]。

とはいえ、<非本質主義的立場>からも重要な指摘はなされている。例えば、契約講は各部落の必要性に応じた範囲・規模・形態・機能において自然発生的に形成される [伊豆田 1952]、契約講のあり方はその地域の家族構造と部落構造に加え、農業や漁業など生産様式の違いと漁法など労働形態の違いによっても規定される [江馬 1958] といったように、社会的条件が異なれば契約講の姿も変化するということが論及されていた。また、地域差からではなく、事例ごとに歴史的展開を検討する重要性も指摘されていた [福田 1969]。契約講の研究が進むにつれ、事例が多く蓄積される一方で、地域ごとの文脈を重視する議論は研究史にあまり反映されて来なかったのである。そうした経緯から、町場（在郷町）の事例をはじめ、一部の山間村の事例など、「原型」とされた形態や機能を持たない契約講は、「崩れた形」「発展した形」としてほとんど関心が向けられて来なかった。また、社会変動による契約講の変容過程に関しても、議論の射程に入りにくかったと言える。契約講研究が進められてきた各分野の性格に加え、こうしたアプローチの偏りも契約講への関心が薄れていった大きな要因だと考えられる。

以上の検討から示唆されるように、契約講というタームで指示される内容は多岐にわたっている。地域ごとに多種多様な契約講について、より正鵠を得た議論を展開するには、<非本質主義的立場からの研究>を積極的に積み

重ねていくことが肝要である。つまり、契約講がそれぞれの地域において具体的にどのような役割を果たしていたのか、生業構造や住民特性など社会的条件の違いは契約講の組織構造や機能にどのように関係するのか、また、地域社会が変動する中でどのように契約講が変容していったのか、これらの問いに接近していくためには、個別の事例ごとに契約講の特質を特定し、具体的な要因を見極めながら変容過程を検討することが不可欠である。こうした検討は、契約講だけでなく、日本の地域社会における他の社会組織や社会関係の分析に対しても有益な視点をもたらすものとなるだろう。

おわりに

近年、政治・経済・福祉・医療・まちづくり・教育等、幅広い分野で社会関係資本（social capital）という概念が注目を集めている。そこには、産業化と人口移動（過疎化・過密化）、都市化（混住化）と匿名性の増大、あるいは社会生活における多様なライフスタイルの拡がり、利便性の向上、情報化等といった様々なレベルの社会変動と平行に、人々のつながりが希薄化し、社会的な孤立化が進み、地域コミュニティの機能が低下していくことへの懸念がある⁸⁾。『孤独なボウリング—米国コミュニティの崩壊と再生—』や『われらの子ども—米国における機会格差の拡大—』等の著作で知られるアメリカの政治学者 R.D. パットナムによれば、社会関係資本とは、人々の協調的な行動を促す「信頼」「互酬性の規範」「ネットワーク」を意味し、それらを蓄積することで政治や経済、社会生活を向上ないし効率化させることが可能だとされる [パットナム 1993=2001、2000=2006、2015=2017]。

宗教学研究の分野においても、宗教と社会関係資本の関係を問う論考が提出されている⁹⁾。そこでは、神社・氏子集団、寺院・檀家組織に注目が集まり、それらがどのように維持され、また、それを基にどのような新しいつながりを創出することが可能か、検討がなされている¹⁰⁾。筆者は、既成の制度的宗教（神道・仏教）と同様ないしそれ以上に、地縁的な生活互助組織が、地域コミュニティにおいて、人々の「信頼」「互酬性の規範」「ネットワーク（つ

なかり)」を維持・再生産させてきたと考えている。

混住化や単身化といった現在の日本が置かれている社会状況も、歴史を振り返ってみれば、相似した状況（大正期の都市化、植民地からの労働者流入、鉄道敷設や鉱山開発による住民移動等）がかつてあった。そうした中で契約講をはじめとした地縁組織がどのように編成され、どのように機能したかを知ることは、今後の日本社会を展望する上で有益な知見を生み出すことにつながるだろう¹¹⁾。その意味でも、本稿で試みた契約講の研究史の検討は、「成果の共有化」を図り、様々な契約講の様態を解明するだけにとどまらず、今後の日本社会のあり方を構想する上でも有意義な作業となったはずである。読者諸賢の応答を期待し、ここに擱筆したい。

参考文献

- 相澤出 2009 「宮城県旧名取郡における一村落の構造—一年序組織と契約—」
東北民俗の会編『東北民俗』43、12-20頁。
- 有賀喜左衛門 1971（1956）「村落共同体と家」『有賀喜左衛門著作集X
同族と農村』未来社、117-149頁。
- 磯田進 1951 「村落構造の型の問題」『社会科学研究』3（2）、1-23頁。
- 伊豆田忠悦 1952 「五人組と契約組について」山形歴史学会編『歴史の研究』
1、24-32頁。
- 稲場圭信・黒崎浩行編 2013 『叢書 宗教とソーシャル・キャピタル 4 震災
復興と宗教』明石書店。
- 稲場圭信・櫻井義秀編 2009 『社会貢献する宗教』世界思想社。
- 稲葉陽二 2011 『ソーシャル・キャピタル入門——孤立から絆へ——』中公
新書。
- 稲葉陽二・大守隆・近藤克則・宮田加久子・矢野聡・吉野諒三編 2011 『ソー
シャル・キャピタルのフロンティア——その到達点と可能性——』ミネ
ルヴァ書房。
- 稲葉陽二・吉野諒三 2016 『叢書 ソーシャル・キャピタル 1 ソーシャル・キャ
ピタルの世界——学術的有効性・政策的含意と統計・解析手法の検証—
—』ミネルヴァ書房。

- 今泉信雄 1989「契約講と同族——岩手県和賀町S地区の村落構造調査から——」『民族学研究』54(2)、186-198頁。
- 上野貞 1992「向町大当講由来」(私家版)。
- 上野貞・最上町教育委員会社会教育課編 1986『最上町文化財資料 第11集 小国(最上町)の年中行事と歳事』最上町教育委員会。
- 江田忠・奥村幸雄・武田正・千喜良英二 1972「過疎集落の民俗—山形県西置賜郡飯豊町大平・新沼・高畑三部落の民俗調査—」置賜民俗学会編『置賜の民俗』5、1-87頁。
- 江田忠・奥村幸雄・渡部勉・武田正 1974「米沢市・築沢の民俗——山形県米沢市三沢東部地区民俗調査——」置賜民俗学会編『置賜の民俗』6、1-121頁。
- 江田忠・小川弘・奥村幸雄・金子正広・後藤百合子・武田正 1976「南陽市漆山地区の民俗」置賜民俗学会編『置賜の民俗』7・8合併号、55-133頁。
- 江馬成也 1958「契約講について——三陸南部小漁村の場合を通じて——」『文化』22(4)、東北大学文学会、497-516頁。
- 1971「山村の変容と若者組織——「楡柄講契約」の事例を通して——」『村落社会研究』7、71-108頁。
- 及川宏 1967(1940)『同族組織と村落生活』未来社。
- 大竹秀男・山畠正男・小山或男 1950「村落構造の一考察——三陸地帯の契約講をとおして——」『東北法学会雑誌』1、75-97頁。
- 大谷栄一・藤本頼生編 2012『叢書 宗教とソーシャル・キャピタル2 地域社会をつくる宗教』明石書店。
- 大友義助 1980「山形県最上地方における契約講について」『農村文化論集』2、45-60頁。
- 大場あや 2016『地域社会変動と葬儀の合力組織——最上郡最上町の契約講を事例に——』(平成28年度修士論文・大正大学大学院文学研究科宗教学専攻)。
- 岡正雄 1963「日本民族文化の諸問題」関敬吾編『民俗学』角川書店、213-240頁。
- 岡正雄・石田英一郎・江上波夫・八幡一郎 1958『日本民族の起源——対談

と討論』平凡社。

岡山卓矢 2008 「村落の非統一的多層性——宮城県白石市白川内親を事例に——」東北民俗の会編『東北民俗』42、84-91 頁。

———2013 「同族と契約講についての若干の考察」東北学院大学大学院文学研究科編『アジア文化史研究』13、1-20 頁。

奥村幸雄 1974 「婚姻習俗における若衆組の役割——山形県置賜地方の場合——」日本民俗学会編『日本民俗学』94、61-66 頁。

———1982 「高畠町和田地区の民俗 社会生活」置賜民俗学会編『置賜の民俗』11、14-15 頁。

———1983 「米沢市上郷地区の民俗 年中行事」置賜民俗学会編『置賜の民俗』12、1-6 頁。

———1994 「米沢市広幡地区民俗調査 年中行事・民間信仰・他」置賜民俗学会編『置賜の民俗』17、3-16 頁。

奥村幸雄・武田正 1971 「山形県東置賜郡川西町玉庭の民俗」置賜民俗学会編『置賜の民俗』4、20-41 頁。

小野寺正人 1987 「契約講と屋根葺きの合力慣行——宮城県東和町の場合——」東北民俗の会編『東北民俗』21、44-53 頁。

葛西賢太・板井正斉編 2013 『叢書 宗教とソーシャル・キャピタル 3 宗教が織りなすケア』明石書店。

川島武宣 1957 『イデオロギーとしての家族制度』岩波書店。

岸和子 1965 「契約講について——金山町町部の契約について——」『民俗相模』59、3-7 頁。

後藤一蔵 1981 「契約講の変遷と村の再編成過程——宮城県松山町次橋の事例——」『社会学評論』32 (2)、72-90 頁。

今野裕昭 1992 「契約講の変容過程に関する一考察——宮城県桃生郡鳴瀬町大塚の事例——」塚本哲人編『現代農村における「いえ」と「むら」』未来社、319-466 頁。

櫻井徳太郎 1962 『講集団成立過程の研究』吉川弘文館。

櫻井義秀 2011 「ソーシャル・キャピタル論の射程と宗教」『宗教と社会貢献』1 (1)、27-51 頁。

- 2013『タイ上座仏教と社会的包摂—ソーシャル・キャピタルとしての宗教—』明石書店。
- 櫻井義秀・川又俊則編 2016『人口減少社会と寺院—ソーシャル・キャピタルの視座から—』法蔵館。
- 櫻井義秀・濱田陽編 2012『叢書 宗教とソーシャル・キャピタル 1 アジアの宗教とソーシャル・キャピタル』明石書店。
- 佐藤義則・大友義助・沼沢千代松 1968「最上町の契約講」『最上地方民俗』8、2-11頁。
- 佐藤光民 1982「村のくらし」新山形風土記刊行会編『新山形風土記』創土社、371-375頁。
- 塩野雅代 1975「近隣組織の村落研究における位置」社会伝承研究会編『社会伝承研究IV 近隣組織の構成と展開』2-11頁。
- 守随一 1937「部落と組」柳田国男編『山村生活の研究』民間伝承の会、77-81頁。
- 高尾公矢 1981「契約講の社会人類学的覚書—山形県最上郡金山町の事例—」『聖徳大学紀要』14、103-123頁。
- 高崎経済大学附属産業研究所編 2011『ソーシャル・キャピタル論の探求』日本経済評論社。
- 高橋統一 1957「村落構造の一考察—構造の「型」に関連して—」『法社会学』10、132-152頁。
- 1994(1990)「農村の近代化と文化伝統—岩手和賀の契約講—」『村落社会の近代化と文化伝統』岩田書院、115-172頁。
- 高橋統一・清水浩昭・高尾公矢・松本誠一 1978「契約講の社会人類学的研究 I ——山形県西置賜郡小国町野々・大石沢の事例——」『社会人類学年報』4、173-205頁。
- 高橋統一・清水浩昭・芳賀正明・高尾公矢・松本誠一 1981「契約講の社会人類学的研究 II ——山形県最上郡および西村山郡の事例」『東洋大学アジア・アフリカ文化研究所 研究年報』16、35-103頁。
- 竹内利美 1966「東北村落と年序集団体系」『日本文化研究所研究報告 別巻』4、57-69頁。

- 1990 (1957)「組と講」『竹内利美著作集 1 村落社会と協同慣行』名著出版、185-210 頁。
- 1990 (1967)「村落社会と近隣組織」『竹内利美著作集 1 村落社会と協同慣行』名著出版、51-96 頁。
- 1991 (1959)「仙台市四郎丸——都市近郊農村の事例——」『竹内利美著作集 3 ムラと年齢集団』名著出版、65-106 頁。
- 1991 (1969)「宮城県川崎盆地の村々——蔵王山麓農村の事例——」『竹内利美著作集 3 ムラと年齢集団』名著出版、106-190 頁。
- 竹内利美・江馬成也・藤木三千人 1959「東北村落と年序組織」『東北大学教育学部研究年報』7、63-172 頁。
- 竹田旦 1969「シンルイとその特性」和歌森太郎編『陸前北部の民俗』吉川弘文館。
- 武田正 1969「置賜における若衆契約」山形県米沢東高等学校『研究紀要』7、1-15 頁。
- 1987 (1975)「契約考」置賜民俗学会編『置賜の民俗』14、158-160 頁。
- 立柳聡 1998「契約と同族——東北地方の村落構造を支える原理の検討——」清水浩昭・芳賀正明・松本誠一編『性と年齢の人類学』岩田書院、123-156 頁。
- 田中幹夫・竹内利美 1963「新生活運動と村落体制——仙台市近郊名取市田高——」竹内利美編『東北農村の社会変動——新集団の生成と村落体制——』東京大学出版会、141-170 頁。
- 田中稔 1954「契約講（組）と屋根葺き」『日本建築學會研究報告』29 (2)、231-232 頁。
- 田村馨 1950「東北の講集団——特に「ケイヤク講」について——」堀一郎編『民間傳承』14 (20)、19-22 頁。
- 田村浩 1936「契約及ユイの考察」『五人組制度の實證的研究』巖松堂書店、117-130 頁。
- 千葉正士 1951a「村落生活における『契約』について（一）——宮城懸根白石村の場合——」『法律時報』23 (6)、17-23 頁。
- 1951b「村落生活における『契約』について（二）——宮城懸根白石

- 村の場合」『法律時報』23(7)、29-35頁。
- 1953「村落『契約』の意義と觀念」『法社会学』4、154-166頁。
- 坪郷實編 2015『福祉+α⑦ ソーシャル・キャピタル』ミネルヴァ書房。
- 寺田喜朗 2006「伝統的近隣集団の変容と解体をめぐって——旧根白石村の契約講を事例に——」『伝統的宗教習俗と新旧教団宗教の重層関係に関する社会学的研究』平成17年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)、調査研究報告書(研究代表者：西山茂)、23-61頁。
- 2016「近隣ゲマインシャフトと葬送習俗——根白石村における契約講のモノグラフ——」寺田喜朗・塚田穂高・川又俊則・小島伸之編『近現代日本の宗教変動——実証的宗教社会学の視座から——』ハーベスト社、165-216頁。
- 戸川安章 1973『日本の民俗6山形』第一法規出版。
- 1982「都市のくらし」新山形風土記刊行会編『新山形風土記』創土社、375-378頁。
- 鳥越皓之 1993(1985)『家と村の社会学』世界思想社。
- 中村たかを 1960「山形県村山地方における村落の二つの類型」『日本民俗学会報』11、38-44頁。
- パットナム,R.D.1993=2001『哲学する民主主義——伝統と改革の市民的構造——』(河田潤一訳)、NTT出版。
- 2000=2006『孤独なボウリング——米国コミュニティの崩壊と再生——』(柴内康文訳)、柏書房。
- 2015=2017『われらの子ども——米国における機会格差の拡大——』(柴内康文訳)、創元社。
- 平山和彦 1969「牡鹿半島一帯における年齢集団の諸相——とくに契約講をめぐる諸問題——」和歌森太郎編『陸前北部の民俗』吉川弘文館、95-114頁。
- 1978『青年集団史研究序説上』新泉社。
- 福武直 1976(1948)「同族結合と講組結合」『福武直著作集4 日本農村の社会的性格・日本の農村社会』東京大学出版会、37-50頁。
- 福田アジオ 1969「契約講」和歌森太郎編『陸前北部の民俗』吉川弘文館、

63-93 頁。

—————1972「契約講」大塚民俗学会編『日本民俗辞典』弘文堂、233-234 頁。

細谷昂 1998『現代と日本農村社会学』東北大学出版会。

松岡昌則 1991『現代農村の生活互助』御茶の水書房。

松本誠一 2006「契約講」福田アジオ・神田より子・新谷尚紀・中込睦子・湯川洋司・渡邊欣雄編『精選 日本民俗辞典』吉川弘文館、181 頁。

最上町 1985『最上町史 下巻』最上町。

柳田国男監修・民俗学研究所編 1998（1951）『民俗学辞典』東京堂出版。

山形県教育委員会編 1971『飯豊山麓中津川の民俗』山形県教育委員会。

註

- 1) 前出の辞典・事典において、「複雑な性格をもっている」（『民俗学辞典』）、「組織や機能には地方差があり、まだその全体像は十分には明らかでない」（『日本民俗事典』）、「村落的自治組織を担う村契約から特定の目標をもつ契約まで種々の形態がある」（『精選 日本民俗辞典』）と述べられているとおりに、地域によって呼称や形態、機能にかなりのヴァリエーションが見られる。例えば、呼称だけに着目してみても、「契約」「契約組」「契約会」「契約講」など様々である。なお、本稿では学術用語の「契約講」で統一する。
- 2) もっとも、田村は本書の目的を「五人組の史的考察ではなく」「過去の遺物として忘れられた良制の再認識である」、「美はしく發達した我が國古來の良制の姿を探求し、之れが實體を明らかにし現代への復興強化を示唆するものである」としており、当時は「非常時局に際し地方行政機構の再検討の喧しき折柄」であったという時代背景に注意されたい〔田村 1936：1-2〕。
- 3) 村落社会における日常生活では、生産生活上（水利、道路）、経済生活上（金融、救済、共有地、給金協定）、社会生活上（年中行事、婚葬祭、衛生、消防組、夜番）、宗教文化生活上（神社仏閣、公共施設、娯楽、親睦、秩序保持）等その他全般にわたって「村民相互の協調協同」が必要とされ

- る [伊豆田 1952 : 31]。
- 4) この時期の契約講研究には、以下で見えていくように、こうした当時の「常識」が根強かったことが窺える記述が散見される。例えば、高橋統一は(前掲の [守随 1937] を読んで)「封建的・前近代的といわれる日本の農村に、これは一体、何なのだろう、と考えてしまった」と振り返っている。また同時に、「戦後、契約講が注目を浴びたのは、一つには契約という語や文字自体に近代的なニュアンスがあったからではなかろうか」とも述べている [高橋 1994 (1990) : 160]。
 - 5) 例えば、同族結合が優越している旧仙台藩増沢村では契約講が実質的な労働組織としてほとんど機能していないことを指摘した及川宏の研究 [及川 1967 (1940)] 等である。
 - 6) 竹内は、仙台市近郊農村や蔵王山麓農村においても調査を行っており(共同調査)、同様に年齢集団としての契約講の事例を多数報告している [田中・竹内 1963] [竹内 1991 (1959)、1991 (1969)]。また、山村の事例を調査し、変容過程にも言及した江馬の報告もある [江馬 1971]。
 - 7) [奥村・武田 1971 : 21-25] [山形県教育委員会編 1971] [江田・奥村・武田・千喜良 1972 : 47] [江田・奥村・渡部・武田 1974 : 74] [江田・小川・奥村・金子・後藤・武田 1976 : 62-64] [奥村 1974、1982、1983、1994] など。
 - 8) R.D. パットナムの研究(後述、本文中)をはじめ、日本における研究では、代表的なものだけでも [稲葉 2011] [稲葉・大守・近藤・宮田・矢野・吉野編 2011] [稲葉・吉野 2016] [高崎経済大学附属産業研究所編 2011] [坪郷編 2015] など多数ある。
 - 9) [稲場・櫻井編 2009] や [櫻井 2011、2013]、[叢書 宗教とソーシャル・キャピタル] ([櫻井・濱田編 2012] [大谷・藤本編 2012] [葛西・板井編 2013] [稲場・黒崎編 2013])、[櫻井・川又編 2016] 等が挙げられる。
 - 10) 例えば、[大谷・藤本編 2012] [稲場・黒崎編 2013] [櫻井・川又編 2016] など。
 - 11) 本稿で見たような町場の事例からは、職業や出身地、居住年等、利害の一致する者同士が任意に契約講を結成していたことが分かっている。そ

こでの編成原理や機能は、例えば、近年注目されている「桜葬」や共同墓等における「墓友」コミュニティのあり方と類似している。時代や状況によって形を変えながらも、人々はこうした共同性ないしつながりを求め続けるものと考えられる。